

実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」に対する意見

2020年7月15日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問1（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

「ヘッジ会計の取扱い」という表題からは、ヘッジ会計等が適用範囲となると想定されるが、第3項に記載の適用範囲は、特定の条件に該当する「金融商品」とされている。本公開草案の文脈によれば、特定の条件に該当する「金融商品」に係るヘッジ会計等（ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ・時価ヘッジ）及び金利スワップの特例処理等）が、この実務対応報告の適用範囲であると考えられる。よって、適用範囲の記載について修正し、なぜヘッジ会計等を対象としたのかについて結論の背景において説明を加筆していただきたい。加えて、実務上の混乱を避けるため、相場変動又はキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計等の両方を含む点について明示していただきたい。

第4項の「金利指標置換時」として、「金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点」と定義されている。例えば時価ヘッジのように、固定金利から変動金利への変換による相場変動に係るヘッジ会計においては、ヘッジ手段だけが契約条件の変更又は契約の切替えが生じるため、金利指標置換時を定義付ける上で当該記載が十分ではないと考えられる。よって、金利指標置換時の定義を、相場変動に係るヘッジ会計とキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計等を区別して定めていただきたい。

第24項において「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該

当するか否かの例示がなされている。しかし、ヘッジ手段のデリバティブ取引が清算集中されている場合の、海外中央清算機関において予定されている担保付金利（PAI）や割引率の変更が本件ヘッジ会計における特例的な取扱いの範囲に含まれるか否かが不明瞭である。この点につき、第 24 項に定める「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」の例示に加えていただきたい。

質問 2（金利指標置換前の会計処理に関する質問）

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

第 6 項から第 9 項まで、ヘッジ会計の原則的な処理方法（繰延ヘッジ）の適用を前提に特例的な取扱いが記載されている。これに加え、その他有価証券（債券）の金利要素について時価ヘッジを適用している場合においても、ヘッジ手段に LIBOR 置換の問題は生じると考える。そのため、繰延ヘッジだけでなく時価ヘッジについても、本公開草案における取扱いを明確にしていきたい。

第 9 項において、適用範囲に含まれる金融商品を含むグループをヘッジ対象として包括ヘッジを適用する場合、「個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応がほぼ同様であると認められない場合でも、包括ヘッジの適用ができる」とされている。当該規定は、従来、包括ヘッジを適用できなかった場合にまで金利指標改革を理由に特例的な取扱いを認める必要性はないと考えられる。このため、以下の修文提案における下線部分の文言を加え、適用を限定するように明確にしていきたい。

（修文提案）

「本実務対応報告の適用以前において包括ヘッジを適用してきた場合に限り、個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応がほぼ同様であると認められない場合でも、包括ヘッジの適用ができる。」

質問 3（金利指標置換時の会計処理に関する質問）

本公開草案の金利指標置換時の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

第 12 項においては、金利スワップの特例処理等についての記載がされていない。これに対し、第 15 項では、「これらの特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、ヘッジ文書の記載を変更したとしても、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる」と、金利スワップの特例処理等について、ヘッジ文書の作成の可能性を否定していないように理解される記載となっている。第 12 項において金利スワップの特例処理等についてのヘッジ文書を要求しないのであれば、「ヘッジ文書の記載を変更し」の記載は不要とも考えられる。実務上の混乱を避けるため、第 12 項において金利スワップの特例処理等に関するヘッジ文書の取扱いについて、ヘッジ会計の原則的処理方法と整合的な説明を加筆するか、又は第 15 項において、以下に記載の修正提案のように「ヘッジ文書の記載を変更し」の記載を削除していただきたい。

(修正提案)

再度金利指標を置き換え、~~ヘッジ文書の記載を変更したとしても~~、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる。」

第 4 項の定義によれば、金利指標置換時とはヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後続の金利指標を基礎とした計算が開始される時点となっている。このため、ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかの契約が先に変更又は更改されたとしても、もう片方の契約変更・更改が起きる前までは「金利指標置換前」となる。金利指標置換時のみヘッジ会計の文書化変更の記載はあるが、ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかの契約条件が変わるのであれば、その時点でヘッジの文書化の変更が求められないかどうか、明確化していただきたい。

質問 4 (金利指標置換後の会計処理に関する質問)

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

金利指標改革を起因とした契約内容の見直しの際に、金利指標の置換だけではなく、信用リスクのスプレッドなどを同時に調整する取扱いも想定される。そのような場合、第 25 項において提案されているとおり、このような契約の条件変更や契約切替には、本公開草案で提示している特例的な取扱いが認められないと理解している。いわゆる「契約条件の変更」についての取扱いが金融商品会計基準において定められていない。その結果、契約内容の変更について、実務的な対応が行われていると理解している。現在の実務を考慮すれば、第 25 項における例示が、契約内容の変更の実務と比較して高い要求水準となる可能性も生じるとの懸念がある。よって、取引相手の信用リスクのスプレッドの変更を対象外とする取扱いについて再度検討していただきたい。

第 13 項は、金利指標置換後の特例的な取扱いは 2023 年 3 月 31 日まで継続可能であり、その期間内に複数回の金利指標置換えがあった場合でも、ヘッジ会計を認める取扱いが提案されている。しかし、このような状況の場合に、2023 年 3 月 31 日以降のヘッジの有効性判定は、本来的にはどの時点からの有効性判定をすべきかについて、特例的な取扱いが終了後のヘッジの有効性判定の方法について明示されていない。この点について明確にしていきたい。

第 14 項において、金利指標置換時以後において第 13 項を適用せず、その結果、第 8 項を適用せずに事後テストを実施する場合には、原則どおり、ヘッジ会計の適用時の有効性判定の取扱いを求めている。この場合、金融商品会計実務指針第 158 項に定めるように、重要な条件が同一であり、ヘッジ会計の有効性が高いと認められるため、金融商品会計実務指針第 156 項に定める有効性の評価が不要な場合も生じると考えられる。よって、事後テストの省略の取扱いについて明確にしていきたい。

また、第 14 項において、ヘッジの有効性に関する事後テストを実施する場合には、金利指標置換時を起点として比較する取扱いが求められている。ヘッジ対象とヘッジ手段の契約条項が同時に置き換えられた時点からの変動のみでヘッジの有効性の判定を行うので、その有効性は高くなる。しかし、現在の提案によれば、ヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標いずれかが先に置き換えられる場合においても、金利指標置換時を起点とする方法が適用される。特例的な取扱いを適用しない場合において、金利指標置換時を起点として測定する事後テストは、適切な有効性の判定方法ではないと考えられる。よって、第 14 項における、ヘッジの有効性の測定における起点について、原則としては、ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約条項である金利指標のいずれかが置き換えられた時点とすべきである。ヘッジの有効性の測定における起点を金利指標置換時とする取扱いが必要とされるのであれば、この取扱いを要求するのではなく、例外として認

めるとすべきであると考える。

デリバティブの時価評価に例外を設けている金利スワップの特例処理等において、ヘッジ対象の後継金利指標とヘッジ手段となるデリバティブ取引のフォールバック先金利指標の差異に対する検討が示されていない。このため、本来避けるべき時価評価の例外の拡張を認める規定になるのではないかと懸念される。利用者の判断に資するべく、1年後に再度確認する際に想定されている検討について、適用時期の見直しだけでなく、置換後の取扱い自体の修正についての検討についても明示していただきたい。

包括ヘッジに関する特例的な取扱いについては、第9項なお書きにおいて、「上述の取扱いは金利指標置換時及び金利指標置換後においても同様である。」と記載されている。この記載内容は、他の処理方法のように2023年3月31日以前終了事業年度までの特例と同様の位置付けであるのか、明示された期限以後においても、「個々の資産又は負債のリスクに対する反応とグループ全体のリスクに対する反応が、ほぼ同様であると認められなかった場合であっても、包括ヘッジを適用することができる。」とする取扱いを認めるかが不明である。実務上の混乱を避けるため、リスクに対する反応がほぼ同様であると認められない包括ヘッジについては、2023年3月31日以前終了事業年度までの期間に限りヘッジ会計の適用が可能である旨を明確にしていきたい。

質問5（注記事項に関する質問）

本公開草案で提案している注記事項について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBORの公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示は求めずに、定性的な情報の開示のみを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

第16項において、ヘッジ会計の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）を注記するとされている。しかし、本公開草案は、これらの用語についての定義を含んでいない。また、本公開草案の文脈で考えれば、ヘッジ会計の原則的処理方法（繰延ヘッジ）と金利スワップの特例処理等については区別して取扱いが説明されているため、要求されている注記すべき範囲自体が不明瞭になっている。混乱を避けるため、これらの用語の

定義を明確にしていきたい。また、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第4項(3)に示されている用語と同一の意味で使用されているのであれば、市場関係者の理解に資するため、当該適用指針との関係や項番号などを結論の背景に明示するなど、明確化をしていただきたい。

第 13 項において提案されている 2023 年 3 月 31 日経過後においてヘッジ会計における中止が見込まれるようなヘッジ関係についても、本公開草案の特例的な取扱いを適用している期間において、ヘッジ会計が継続される。よって、当該ヘッジ関係がある場合、期間経過後に中止される繰延額について、注記を求める取扱いについての検討をお願いしたい。

質問 6 (適用時期等に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下に記載の点を除き、同意する。

第 17 項では、本実務対応報告は、公表日以後適用できるとされている。しかし、第 17 項及び結論の背景では、当該公開草案を将来に向かってのみ適用するのか、又は過去の一時点（例えば事業年度の期首）から適用するのかが明確に記載されていない。同様に、既に金利指標改革を根拠にヘッジ会計の中止又は終了したヘッジ関係について、遡及的に本公開草案を適用できるかについての説明がなされていない。これらの点について明確にしていきたい。

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

特になし。

以 上